

(電子メール施行)
建指第2905号
令和6年3月29日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県まちづくり部建築指導課長

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する
規則の公布について (通知)

令和6年3月29日付け第17号外にて建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則 (令和6年兵庫県規則第8号) を公布しましたので、下記の関係資料を添え通知します。

記

- 1 令和6年3月29日付け兵庫県公報の写し
- 2 新旧対照表

問合せ先 : 兵庫県まちづくり部
建築指導課建築指導班
担当 : 二宗
Tel : (078)341-7711 (内線)4717
Fax : (078)362-4455

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

◎建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正により、知事に対して建築物の敷地、構造及び建築設備の状況に関する定期の報告（以下「定期報告」という。）を行うべき建築物について、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物のうち事務所その他これに類する用途に供するものの対象が拡大されたことを踏まえ、知事が指定する定期報告を行うべき建築物のうち事務所その他これに類するものの対象を拡大する等所要の整備を行うこととした。
- 2 建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定を申請しようとする者は、省令で定める様式の申請書に、県の規則で定める図書を添えて、知事に提出するものとされることに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

規 則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第8号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「から第137条の4まで及び第137条の4の3」を削り、同項第6号中「5以上」を「3以上」に、「1,000平方メートル」を「200平方メートル」に改める。

第7条第1項の表劇場、映画館又は演芸場の項から病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。）に限る。）の項までの規定中「令和2年7月から同年10月まで及び令和2年」を「令和8年6月から同年12月まで及び令和8年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表ホテル又は旅館の項から共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）の項までの規定中「令和3年7月から同年10月まで及び令和3年」を「令和9年6月から同年12月まで及び令和9年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）の項中「令和2年7月から同年10月まで及び令和2年」を「令和8年6月から同年12月まで及び令和8年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表学校の項から百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗の項までの規定中「令和元年7月から同年10月まで及び令和元年」を「令和7年6月から同年12月まで及び令和7年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改め、同表事務所その他これに類するものの項中「5以上」を「3以上」に、「1,000平方メートル」を「200平方メートル」に、「令和

元年7月から同年10月まで及び令和元年」を「令和7年6月から同年12月まで及び令和7年」に、「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改める。

第8条第2項第2号中「7月から10月まで」を「6月から12月まで」に改める。

第18条第1項第1号中「第43条第2項第1号」の右に「又は政令第137条の12第6項」を加え、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 政令第137条の12第7項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 付近見取図
- ウ 配置図
- エ 各階平面図
- オ 2面以上の立面図
- カ 断面図
- キ 周辺の道路配置状況図
- ク 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- ケ 周辺の建築物の用途別現況図

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の表及び第8条第2項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

新旧对照表

現 行

(確認申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の4まで及び第137条の4の3から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあっては、様式第3号または様式第4号の調書

(5) (略)

(6) 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える特殊建築物を建築しようとする場合(増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上の建築物で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)にあっては、様式第6号の概要書

(7)・(8) (略)

2 (略)

(特殊建築物等の定期報告)

第7条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等のいずれかに該当するもの(以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。)のうち政令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあっては、当該部分に患	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

改 正 案

(確認申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をしようとする場合にあっては、様式第3号または様式第4号の調書

(5) (略)

(6) 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える特殊建築物を建築しようとする場合(増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が3以上の建築物で延べ面積が200平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の建築物の階数が3以上で、延べ面積が200平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)にあっては、様式第6号の概要書

(7)・(8) (略)

2 (略)

(特殊建築物等の定期報告)

第7条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等のいずれかに該当するもの(以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。)のうち政令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により知事が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあっては、当該部分に患	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで

現 行		
就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)	者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
共同住宅又は寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。)	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ その用途に避難階以外の階を供するものうち、3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ その用途に供する階が全て避難階であるものうち、6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
学校	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	<u>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は</u>

改 正 案		
就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)	者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</u>
下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</u>
共同住宅又は寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。)	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ その用途に避難階以外の階を供するものうち、3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ その用途に供する階が全て避難階であるものうち、6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	<u>令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</u>
児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</u>
学校	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	<u>令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は</u>

現 行		
	<p>ので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p>3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>ア 学校に附属しないもののうちその用途に供する階が全て避難階であるもの又は学校に附属するもので、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 学校に附属しないもののうち、その用途に避難階以外の階を供するもので、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗</p>	<p>ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>	<p>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>
<p>事務所その他これに類するもの</p>	<p>地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)</p>	<p>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>

2 (略)
(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備(法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けた換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。)

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

改 正 案		
	<p>ので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p>3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</p>
<p>体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場</p>	<p>ア 学校に附属しないもののうちその用途に供する階が全て避難階であるもの又は学校に附属するもので、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 学校に附属しないもののうち、その用途に避難階以外の階を供するもので、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p>令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</p>
<p>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗</p>	<p>ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>	<p>令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</p>
<p>事務所その他これに類するもの</p>	<p>地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が3以上で延べ面積が200平方メートルを超える建築物に限る。)</p>	<p>令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで</p>

2 (略)
(建築設備等の定期報告)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備(法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けた換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。)

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

現 行	
	イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)

(2) 対象建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパー及び政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。)

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。

(1) (略)

(2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 7月から10月まで

(3) (略)

(認定申請書に添付する図書)

改 正 案	
	イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)

(2) 対象建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパー及び政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。)

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。

(1) (略)

(2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 6月から12月まで

(3) (略)

(認定申請書に添付する図書)

現 行

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 各階平面図
エ 2面以上の立面図
オ 断面図
カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(2) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図
イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
ウ 付近見取図
エ 配置図
オ 各階平面図
カ 2面以上の立面図
キ 断面図
ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 各階平面図
エ 2面以上の立面図
オ 断面図
カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図(空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。)
ウ 2面以上の立面図
エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
オ 日影図
カ 周辺の建築物の用途別現況図

(5) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書(建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。)

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 2面以上の立面図
エ 断面図
オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
キ 周辺の建築物の用途別現況図

(6) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図
イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書
ウ 付近見取図
エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図
オ 一団地の住宅施設の配置図(道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。)

改 正 案

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第6項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 各階平面図
エ 2面以上の立面図
オ 断面図
カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(2) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図
イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
ウ 付近見取図
エ 配置図
オ 各階平面図
カ 2面以上の立面図
キ 断面図
ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 各階平面図
エ 2面以上の立面図
オ 断面図
カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 付近見取図
イ 配置図(空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。)
ウ 2面以上の立面図
エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
オ 日影図
カ 周辺の建築物の用途別現況図

(5) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書(建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。)

ア 付近見取図
イ 配置図
ウ 2面以上の立面図
エ 断面図
オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
キ 周辺の建築物の用途別現況図

(6) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

ア 用途地域図
イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書
ウ 付近見取図
エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図
オ 一団地の住宅施設の配置図(道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。)

現 行

- カ 建築物の平面及び高さを示す図面
 - (7) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

 - (8) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 様式第3号又は様式第4号の調書
- 2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

改 正 案

- カ 建築物の平面及び高さを示す図面
 - (7) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - (8) 政令第137条の12第7項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 断面図
 - キ 周辺の道路配置状況図
 - ク 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - ケ 周辺の建築物の用途別現況図
 - (9) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 様式第3号又は様式第4号の調書
- 2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。